

平成 29 年 9 月 28 日

(件名)

湖西市男女共同参画推進条例の見直し(案)について

(企画部市民協働課)

1 要旨

審議会委員のみなさんからの意見を踏まえた中で、条例改正に向けた基本的な考え方をまとめ、条例改正案を検討する。

2 条例改正に向けた基本的な考え方

(基本理念) 女性も男性も、あらゆる世代の誰もがお互いを認め合い、責任を分かち、支え合いながら、自らの能力を発揮して、いきいきと輝くことができる社会の実現を目指す。

- (1) 市民にとってわかりやすい言葉で表現すること。
- (2) 条例施行規則を制定し、基本的事項に留め、すっきりまとめる。
- (3) 条文全体の構成を整理する。

3 第 3 条第 6 号の字句の見直しについて

第 3 条

(6) 男女が互いの性別を尊重するとともに、妊娠、出産等に関し、女性自らの決定が尊重され、かつ、生涯にわたる心身の健康に配慮されること。

(改正案)

第 3 条

(6) 男女が互いの理解の下で、妊娠、出産等に関してそれぞれの意志が尊重され、生涯にわたり心身の健康が維持できるよう配慮すること。

4 条例の構成等について

第 2 章 基本的施策

(意識づくりの促進)

第 11 条・・・

(政策方針決定の場における促進)

第 12 条・・・

(地域活動における促進)

第 13 条・・・

(雇用における促進)

第 14 条・・・

(仕事と生活の調和の促進)

第 15 条・・・

(男女の生涯にわたる健康の促進)

第 16 条・・・

(暴力の根絶)

第 17 条・・・

(防災における促進)

第 18 条・・・

(多文化共生における促進)

第 19 条・・・

第 2 章 基本的施策

(市の施策)

第 11 条 市は、男女共同参画を・・・

- (1) 意識づくりの促進
- (2) 政策・方針決定の場における促進
- (3) 地域活動における促進
- (4) 雇用における促進
- (5) 仕事と生活の調和の促進
- (6) 男女の生涯にわたる健康の促進
- (7) 暴力の根絶
- (8) 防災における促進
- (9) 多文化共生における促進

5 条例施行規則の制定について

第3章 推進体制
(推進体制の整備)
第26条
第4章 湖西市男女共同参画審議会
(会長及び副会長)
第32条
(会議)
第33条
(庶務)
第34条



条文を削除し、施行規則の中へ盛り込む

6 今後の予定について

29年度	開催日程	備考
9月	【第2回審議会】	委員意見聴取後、基本的な考え方、見直し案を審議
11月～12月	↓ 【第3回審議会】	審議会後、例規審査委員会へ3月議会へ条例改正案として提出
3月	↓ 【第4回審議会】(予定)	3月議会へ上程

第3条第6号の字句の見直しについて

第3条

- (6) 男女が互いの理解の下で、妊娠、出産等に関してそれぞれの意志が尊重され、生涯にわたり心身の健康が維持できるよう配慮すること。

(解説)

女性は、妊娠や出産など、ライフステージを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、この条文を基本理念として取り上げることとしました。

女性を取り巻く環境や女性の意識が大きく変化している現代社会において、女性が安心して産み育てられる環境を整えるためにも、生命の尊厳や性に関することについて、男性を含め社会全体の意識を高め、理解を深めていくことが大切です。

妊娠や出産については、男女でそれぞれがよく話し合っ決めて決めること、産む、産まないを男女で決定する考え方の尊重、男女それぞれが生涯わたり健康な生活が送れるようにすることを想定しています。

男女が、互いの身体の特徴について理解に努め、思いやりを持ち、いたわりあって生きていくことが重要です。特に、女性は妊娠、出産などに関し、男性とは異なる身体的な特徴があり、そのための配慮が必要です。男女が生涯にわたり健康的な生活を送ることができることは、男女共同参画社会を形成していくこと上でも大切なことです。妊娠や出産などについて、互いに尊重しあいながら、相手の理解と協力の下にその意思が尊重されることが、生涯を通じての健康的な生活を送るための大切な要素と考えます。